

## 令和7・8年度簡易な修繕等契約希望者登録審査申請要領

### 1 目的

この希望者登録制度は、津島市が発注する簡易な修繕等を発注する際、市内に主たる営業所を有する小規模事業者の方を積極的に業者選定の対象とすることによって、受注機会を拡大させ、市内経済の活性化を図るものです。

### 2 参加資格

- (1) 令和7年1月1日現在において、津島市内に主たる事業所を有する方(希望業種、建設業の許可、経営組織、従業員数は問いません。)で、申請を希望する工事の内容と同一の業種を6ヵ月以上営業している方
- (2) 津島市が発注する建設工事並びに設計、監理、調査及び測量並びに物品その他の契約に係る一般競争(指名競争)入札に参加する者に必要な資格審査の申請をされていない方。
- (3) 市税の滞納がない方

### 3 有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日(令和7・8年度)の2年間

### 4 対象となる修繕等

金額が100万円以下で、内容が軽易でかつ履行の確保が容易である修繕及び修理

### 5 契約方法

見積りに指名されたときは担当課の指示に従い見積書を提出し、その見積内容が妥当だと判断された場合、契約を締結することとなります。

### 6 下請け等の禁止

契約の履行は、津島市財務規則その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。自社で責任をもって履行できる業種のみ申請してください。

### 7 申請書類

- (1) 令和7・8年度簡易な修繕等契約希望者登録審査申請書(様式第1)
- (2) 営業に関し法令等の規定により許可・登録が必要とされる業種については、当該許可・登録証の写し
- (3) 市税の納税証明書(完納証明書)

※(1)の申請書は総務デジタル課、(3)の完納証明書は収納課にて発行します。

### 8 申請受付期間

随時、申請書を受け付けます。

※ 令和8年6月1日付けで、対象となる修繕等の上限金額を50万円から100万円に引き上げました。

○提出先、問合せ先○

津島市立込町2丁目21番地 津島市役所3階  
総務部総務デジタル課庶務グループ

TEL0567-55-9606(直通ダイヤル)